

社会福祉課



<社会福祉課はこんなことをしています>

主に学校と関わるグループの業務内容

- ・障がい福祉グループ：障害者総合支援法や児童福祉法によるサービス
助成金・給付事業や生活に役立つ支援、手帳 等
- ・生活保護グループ：生活保護、学習支援室ドリーム 等
- ・社会福祉グループ：民生委員・児童委員・健康福祉センターの管理 等
- ・地域共生グループ：地域共生社会の推進 等
- ・こばと園：未就学児の療育・計画相談 等

障がい福祉グループでの特別支援教育に関連する相談

- ・身体・知的障がい、不応をもつ児童生徒の相談・支援
- ・放課後等デイサービス等、福祉サービス利用に関する相談
- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付 等

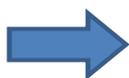


放課後等デイサービス

支援を必要とする障がいのある子どもに対して、放課後や長期休業中に通うことができ、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う施設です。

対象者 原則として小学生から高校生（6歳～18歳）まで。ただし、必要性が認められた場合は、最大20歳まで。

利用の相談



社会福祉課の窓口へ

療育手帳

療育手帳を所持することにより、知的障がい児（者）と保護者の方が療育の指導や知識の普及及び援護の措置等を受けることができます。

※特別支援学校、宇都宮青葉高等学園への進学には、療育手帳が必要です。

対象者 児童相談所（18歳未満）また栃木県障がい者総合相談所（18歳以上）において、医学的・心理学的判定により知的障がいと判定された方。

療育手帳の手続き



社会福祉課の窓口へ



県南児童相談所
心理検査 等

※初めて手帳の交付を受ける場合は、申請後に面接が必要です。事前に社会福祉課に連絡をしてください。なお、申請から取得までに数か月を要するため、早めに相談してください。

- ・所在地：下野市笹原26（庁舎1階）
- ・電話：0285-32-8900（障がい福祉グループ）
- ・開設時間：午前8時30分～午後5時15分まで